

# 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会について

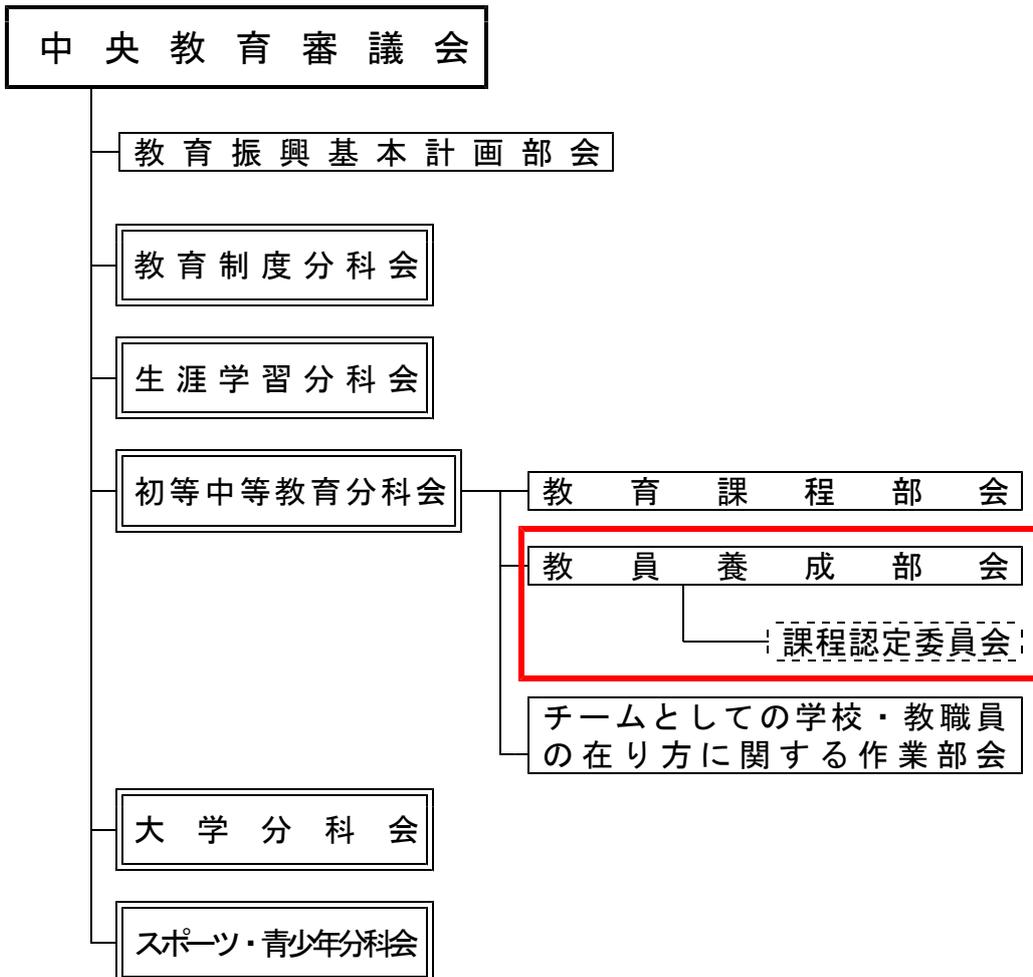
## 1. 教員養成部会の審議事項について

- (1) 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項並びに教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づき中央教育審議会（以下「審議会」という。）の権限に属させられた事項
  - ・ 大学における教員の養成の在り方
  - ・ 都道府県・指定都市教育委員会等による採用の在り方
  - ・ 初任者研修、十年経験者研修など現職教員の研修の在り方 など

## 2. 課程認定委員会の審議事項について

- (1) 教員免許状の授与の所要資格を得させるために相当と認める大学等の課程の認定（以下「課程認定」という。）の審査に関する事項
- (2) 課程認定を受けた大学等への実地視察に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、課程認定を受けた大学等の課程の水準の維持及び向上に関する事項

(参考)



(注)   は分科会、  は部会、  は委員会等

## 教職課程の認定制度について

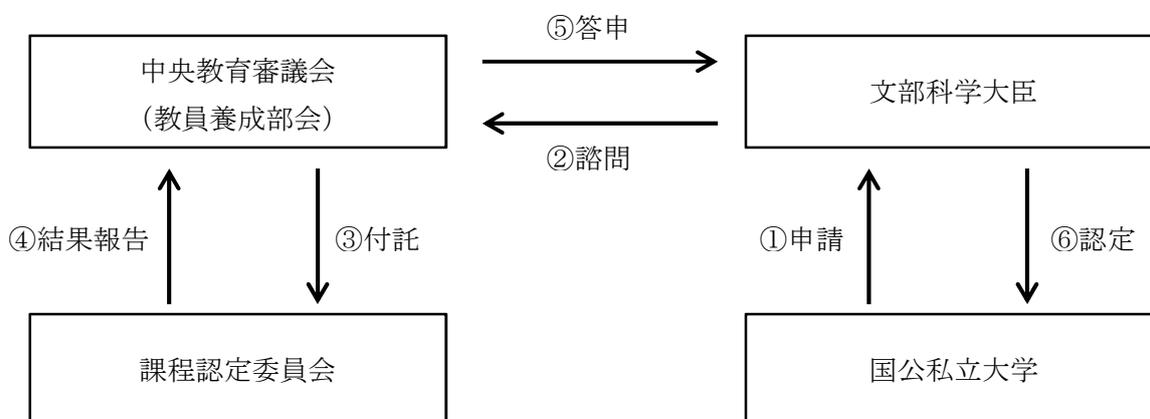
### 1. 課程認定制度の概要

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭、並びに養護教諭及び栄養教諭の免許状の授与を取得するためには、教育職員免許法の定めるところにより、所定の基礎資格を備え、かつ、「教科に関する科目」「教職に関する科目」等について所定の単位を修得することが必要。

教育職員免許法別表第一（小学校教諭関係部分抜粋）

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
専修免許状	修士の学位を有すること		8	4 1	3 4
一種免許状	学士の学位を有すること		8	4 1	1 0
二種免許状	短期大学士の学位を有すること		4	3 1	2

- 大学において修得することを必要とする単位は、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（教職課程）において修得したものであることが原則（別表第1備考第5号）。
- 文部科学大臣による教職課程の認定は、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき行うこととされている（別表第1備考第5号イ、教育職員免許法施行令）。
- 教職課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項とされており、当部会の付託を受け、課程認定委員会で実施。



## 2. 課程認定の審査

### (1) 審査基準

- 教職課程の審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、教員養成部会決定である「教員免許課程認定審査基準」等によって行っている。

### (2) 主な審査事項

- ① 学科等と免許状との関係：教職課程を置く学科等の目的、性格と認定を受けようとする免許状との相当関係が適切か。
- ② 教育課程：教育職員免許法施行規則に定める科目が適切に開設されているか
- ③ 教員組織：専任教員の教育研究業績が適切か。また、必要な専任教員数が確保されているか。
- ④ 施設、設備：必要な施設、設備、図書等が整備されているか。
- ⑤ 教育実習校：学生数に応じ適当な規模の教育実習校が確保されているか。  
など

## 3. 課程認定大学等数及び免許状取得状況

### (1) 課程認定大学等数（平成26年5月1日現在）

区分	大学等数	課程認定を受けている大学等数	
		課程認定を受けている大学等数	全体に占める割合
大学	752校	607校	80.7%
大学院	622校	428校	68.8%
大学専攻科	72校	45校	62.5%
短期大学	353校	246校	69.7%
短期大学専攻科	121校	21校	17.4%

### (2) 免許状の種類別取得状況（平成25年度課程認定大学卒業者）

種類	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	合計
専修	189	1,363	4,275	5,439	213	61	17	11,557
一種	15,109	19,947	41,592	54,322	3,789	2,664	1,191	138,614
二種	27,243	1,445	1,705		234	742	728	32,097
合計	42,541	22,755	47,572	59,761	4,236	3,467	1,936	182,268

※指定教員養成機関の卒業者を含む。